

防護柵(ガードパイプ)の新設要望について



ひと、つながる。
墨田区

車道と歩道の区別がない道路に、新たに防護柵(ガードパイプ)の設置要望がある場合は、以下の手続・流れとなります。

手続・流れ

区:道路管理者 警察:交通管理者

ステップ 相談

要望者は区へ相談

ステップ 事前協議

区と警察で設置の可否について事前協議

ステップ 回答

区から要望者へ設置の可否について回答

ステップ 提出

設置可の場合、要望者は「要望書」を区に提出

ステップ 説明

区は関係建物所有者等に事業の説明及び設置位置を確認

ステップ 協議

区と警察で詳細な設置位置について協議

ステップ 設計

区は予算化後、工事発注に向け準備(計画・設計)

ステップ 施工

区による工事(発注・施工)

完了

防護柵(ガードパイプ)の新設を検討の方は、ステップ 相談が必須となります。お気軽にご相談ください。

新たに設置できる条件

墨田区が維持管理する道路

幅員8m以上(一方通行)または幅員11m以上(相互通行)の道路

要望者による「要望書」の提出

街区のおおむね6割の延長分の建物所有者からの同意が必要となります(「要望書」を受領後の警察との協議により、設置できない箇所がでる場合もあります。)

注意事項

防護柵(ガードパイプ)の新設は、原則、街区単位で設置することになります。警察との協議の結果、設置不可となる場合があります。

お問合せ先



墨田区 都市整備部 道路・橋りょう課
TEL 03-5608-6597 FAX 03-5608-6410
MAIL dourokouen@city.sumida.lg.jp

表面

参考

防護柵(ガードパイプ)設置前

(向島三丁目)



防護柵(ガードパイプ)設置後 イメージ

(向島三丁目)



設置例

